

# 特定非営利活動法人 日本ケア・カウンセリング協会 定款

平成22年12月1日1部変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人日本ケア・カウンセリング協会と言う。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、東京都文京区音羽1丁目6番8号  
音羽小峰マンションズB1階 におく。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を、和歌山県和歌山市和歌浦東1丁目9番19号におく。
- 3 この法人は、必要に応じて支部を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、看護者・介護者をはじめケアリング業務を担うすべての人々に対して、カウンセリングの教育・相談及び指導・研究に関する事業を行い、ケアリング従事者の精神保健のサポートをする事を目的とする。

なおこの目的のもとに、カウンセリングの理論と技術を研究し、もってケアリング実践に寄与しようとする事をケア・カウンセリングと称する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 特定非営利活動促進法第2条別表1号から11号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
  - ① ケア・カウンセリングについての教育研究活動の主催・共催及び後援事業
  - ② 会員へのカウンセリング・サービス・システムのサポート事業
  - ③ 会員へのカウンセリングおよびスーパービジョンのサービス
  - ④ 会員及び関係者への会誌の発行
  - ⑤ 出版およびその他の情報提供サービス
  - ⑥ ケア・カウンセリング教育研究活動における個人と団体の評価・認定及び表彰
- (2) 収益事業
  - ① 講演・研修などの受託
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員（アクティブ会員） この法人の目的に賛同し、その活動の管理運営における権利と義務を負う個人
- (2) 利用会員（ネットワーク会員） この法人の目的に賛同し、そのシステムを利用しようとする個人
- (3) 賛助会員（サポート会員・スポンサー会員） この法人の目的に賛同し、その活動をサポートしようとする個人と団体

(入会)

第7条 会員は次に掲げるいずれかの条件を備えなければならない。

(1) 正会員（アクティブ会員）

① ケア・カウンセリングに関心を持つ看護師・介護者、及び広くケアリング業務を担う者

② その他、ケア・カウンセリングに関心を持つ者

(2) 利用会員（ネットワーク会員）

① ケア・カウンセリングに関心を持つ者

(3) 賛助会員（サポート会員・スポンサー会員）

① この法人のため、金銭的その他のサポートを行う個人又は団体

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事はそのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款などに違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人～21人

(2) 監事 2人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の中から総会で選任する。

3 代表理事は通常事業の補佐のため、理事の中より若干名を常任理事に指名することができる。

4 代表理事は専任事業の補佐のため、理事の中より若干名を専務理事に指名することができる。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 各理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大の事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員をおく。

2 職員は代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とす。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)

(9) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権など)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により評決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものと見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面処決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会及び常任理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会は、代表理事が招集し、代表理事及び常任理事と専務理事で構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 2 理事会は必要に応じてその業務を常任理事会に委託することが出来る。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 常任理事会は、代表理事が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 理事会及び常任理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 常任理事会は代表理事もしくは代表代理の出席と、常任理事・専務理事の半数の出席で成立する。

(議長)

第35条 理事会及び常任理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとなる。
- 3 常任理事会の議事は、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとなる。

(表決権など)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会及び常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を得て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第111条第3項に掲げるもののうち、解散の議決を行った総会で議決をした団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決をえて、代表理事がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	品川 博二	
理事	桑原 ゆみ	(北海道)
	三上 幸子	( 〃 )
	佐々 守恵	(東北)
	福井 敦子	( 〃 )
	中村 美登里	(関東)
	鬼童 浩子	(中部)
	田中 正廣	( 〃 )
	山田 純子	(関西)
	川邨夫美子	( 〃 )
	森岡 房江	(西日本)
	山平 幸子	( 〃 )
	山口美和子	(九州)
	吉田久美子	( 〃 )
	福井美智子	(協会事務局)
監事	三枝かつ子	(関東)
	山本 弘子	(関西)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項に関わらず、成立の日から平成12年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に関わらず、成立の日から平成12年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

年会費	アクティブ会員	8,000	円
	ネットワーク会員	3,000	円
	サポート会員	10,000	円以上